

講演2「京都議定書・削減目標と今後」



2008年7月19日(土)

環境省、国立環境研究所主催

「温室効果ガス排出量算定に関する公開シンポジウム
～こうして求める約束期間の排出量」

独立行政法人 国立環境研究所

主任研究員 亀山 康子

地球温暖化問題に関する国際交渉の歴史

1980年代	科学者より温暖化が指摘される	萌芽期
1989-1992年	枠組条約交渉	交渉期
1992年	気候変動枠組条約採択	合意期
1994年	条約発効	実施・萌芽期
1995年	議定書交渉開始(COP1)	交渉期
1997年	京都議定書採択(COP3)	合意期
1998年	ブエノスアイレス行動計画(COP4)	実施・交渉期
2001年	マラケシュ合意(COP7)	合意期
2005年2月	京都議定書発効	実施期
12月	次期枠組みに関する協議(COP11)	萌芽期
2007年12月	バリ行動計画(COP13)	交渉開始
2008年	次期枠組みに関する交渉開始	交渉期

「枠組条約と議定書」アプローチ

科学的知見に関して国家間合意が得られない場合、まず始めに問題の存在について了解をとるための枠組み条約を作り、条約をふまえた研究活動等をつうじて問題が明らかになり次第、枠組みの下に議定書を設立して、対策に関する具体的な約束を明記するアプローチ。科学的不確実性を理由に情報交換等に関する議論までが妨げられることを防ぐためには効果的なアプローチと評価されている。

長距離大気汚染条約(1979年採択)

オゾン層保護ウィーン条約(1985年採択)

生物多様性条約(1992年採択)

などで本アプローチが採用されている。

(最近では、たばこ規制枠組条約など環境以外の分野へ拡大)

京都議定書(1997年12月COP3にて採択)

3条1項 排出抑制・削減目標

附属書I国は、2008-2012年の5年間の温室効果ガス排出量を、各自決められた量まで抑制・削減する。

日本＝1990年比－6%、米国＝1990年比－7%

EU＝1990年比－8%

どの国も最優先の主張を受け入れてもらう代わりに他の主張は譲歩。

欧州の事情：EU全体で1つの目標達成を！

→共同達成(4条)

米国の事情：国際的排出量取引を！

→排出量取引、JI, CDM

途上国の事情：途上国に新たな約束なし！

→10条

日本の事情：差異化を！

→差異化された数値



COP3の風景。京都国際会議場にて撮影

京都議定書の2つの特徴

3条3, 4項 森林・土地利用変化等による吸収

新規植林等限定的に認められた。その他の土地利用変化については、2001年に上限値が設定された。

6, 12, 17条 京都メカニズム

国内対策で目標達成が困難な場合は、排出枠取引制度やCDM等の制度を用いて国外から排出枠を購入し、目標達成に充てることができる。

京都議定書の第一約束期間の目標値が達成されなかった場合の措置

2001年COP7で決定されたマラケシュ合意に、不遵守の措置が含まれている。

調整期間終了後もまだ未達成の場合、

1. 次期約束期間の排出削減義務に、第一約束期間の排出超過分の1.3倍の排出削減量の上乗せ。
2. 次期約束期間における目標達成方法に関する行動計画の策定。
3. 排出量取引において排出枠を売却する資格の停止。

2007年12月 COP13／CMP3@バリ

COP決定：バリ行動計画

COP11から2年間の対話(ダイアログ)を経て、その後のフォローアップとしての位置づけ。COPの下に新たにAWGを設置し、2009年までに合意を得ることを目指すことになった。

主な内容

- 1) 排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、
- 2) すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束(排出削減数量目標を含む)又は行動(比較可能な形で)、
- 3) 途上国による計測・報告・検証可能な緩和の行動、
- 4) 森林減少防止(REDD)、森林保全
- 5) セクター別アプローチ(条約4条1(c)実施促進のため)、
- 6) 適応策の強化、
- 7) 技術開発の協力、
- 8) 資金協力等、

CMP決定：3条9項に関するAWG4

CMP1から早期合意をめざし、AWGにて議論を続けてきた。今回はその第4回目の会合。2009年末での合意を目指す。

主な内容

- 1) 排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、及び先進国の排出削減ポテンシャルに関して数値を入れ込むかどうか。結果としてIPCCAR4をふまえた形で描き込まれた。
世界全体の排出量が10-15年にはピークを打つ必要性。
附属書I国の排出量は2020年までに1990年比25-40%減。
- 2) 2008,2009年の作業スケジュール。今年(2008年)は年に4回会合を開催する。

約束期間における排出量推計作業の重要性

1. わが国の約束期間における6%削減目標達成のため。

自分がどれだけ出しているのか、今後どれくらい出しそうなのか。何をすればどれくらい減るのか、を知る。

2. 次期枠組みにおいて先進国間の比較可能なデータを保有するため。

どの国がどれくらいどの分野で削減できそうなのか、を把握する。

3. 次期枠組みにおいて途上国を取り込むため。

「主要排出国の参加」という日本の主張は、途上国に「日本は目標達成できそうにないから、話題をすり替えようとしている」という疑いを持たせることに。目標達成の姿勢を見せることが、途上国の最強の説得材料。

4. インベントリ作成ノウハウを蓄積するため。

次期枠組みで途上国の参加を求める場合であっても、途上国でどれほどの排出量がどこから出ているのか把握する必要がある。インベントリ作成のノウハウを途上国に伝えることにより参加インセンティブを高めてもらう。

5. 長期的な低炭素社会に向けたビジョンを具体的に描くため。

6%達成すれば温暖化が解決するというわけではない。達成しさらに減らしていくためのパスを描くために、排出・吸収に係わる活動を把握。